

令和3年版

# 少年非行白書

～少年非行情勢と保護総合対策の現状～

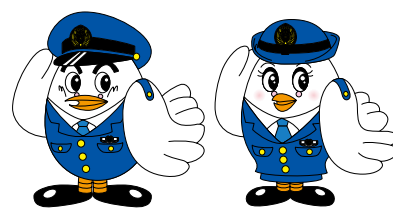


秩父の雲海



埼玉県警察

Saitama Prefectural Police



埼玉県警察シンボルマスコット：ポッポくんとポポ美ちゃん

## 本書に使用した用語の説明

### 非行少年等の種別

- 非行少年・・・犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。
  - 犯罪少年・・・罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいう。
  - 触法少年・・・犯罪に触れる行為をした14歳未満の少年をいう。
  - ぐ犯少年・・・保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。
- 不良行為少年・・・非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
- 刑法犯少年・・・刑法等に規定する罪（交通関係を除く。）を犯した（犯罪に触れる行為をした）少年をいう。
  - 刑法犯の罪種別分類
    - ・ 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強制性交等
    - ・ 粗暴犯・・・凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
    - ・ 窃盗犯・・・窃盗（ひったくり、万引き、オートバイ盗、自転車盗等）
    - ・ 知能犯・・・詐欺、横領、偽造等
    - ・ 風俗犯・・・賭博、わいせつ（強制、公然等）
    - ・ その他・・・占有離脱物横領、器物損壊等の上記に掲げるもの以外の罪種
- 被害少年・・・犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年（18歳未満）をいう。

### 再犯者率

- 検挙された刑法犯少年（犯罪少年）のうち、かつて非行を犯した少年の割合をいう。

### 初発型非行

- 万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領をいう。

### 人口比

- 成人は20歳以上、少年は14歳から19歳の人口1,000人当たりの検挙人員をいう。  
※ 各市町村の人口は、令和3年1月1日現在における埼玉県町（丁）字別人口調査による。

### 福祉犯罪

- 少年の福祉と保護を目的とした各種特別法・条例に違反する犯罪をいう。  
※ 統計図表中の構成比等は、四捨五入してあるため統計が必ずしも100.0にならない場合があります。

# 目次

## I 少年非行情勢

1 刑法犯少年	
(1) 全国と本県の比較	
ア 検挙・補導人員の推移	3
イ 都道府県別検挙・補導人員	4
ウ 刑法犯全体に占める少年の割合の推移	4
エ 人口比の推移	4
(2) 県内の情勢	
ア 学職別構成比の推移	5
イ 罪種別の推移	5
ウ 触法少年の推移	5
エ 市区町村別にみる刑法犯少年（犯罪少年）の現状	6
オ 再犯者率	7
カ 初発型非行	7
キ 特殊詐欺	8
2 不良行為少年	
(1) 不良行為少年の補導人員	9
(2) 主な行為別の補導状況	10
ア 喫煙	10
イ 深夜はいかい	10

## II 少年の福祉を害する犯罪

1 福祉犯罪の現状	
(1) 福祉犯罪全体	11
ア 被害状況	11
イ 検挙状況	12
(2) 児童ポルノ事犯の被害状況	12
2 SNSに起因した事件の被害状況	13
3 薬物乱用	15
4 児童虐待	
(1) 児童虐待による児童相談所への通告人員	16
(2) 児童虐待による検挙状況	16

### Ⅲ 少年非行防止・保護総合対策の推進

1	規範意識を醸成する活動	
(1)	非行防止教室	18
(2)	スクール・サポーター	18
(3)	少年の社会参加活動	18
(4)	少年柔道剣道教室	18
2	街頭補導活動	19
3	立ち直り支援活動	19
4	関係機関・団体との連携	
(1)	学校警察連絡協議会	19
(2)	少年指導委員	19
(3)	埼玉県販売防犯連絡協議会	19
(4)	少年非行防止学生ボランティア「ピアーズ」	20
5	少年相談	20
6	児童虐待防止対策	20
	《埼玉県警察少年サポートセンターのご案内》	20

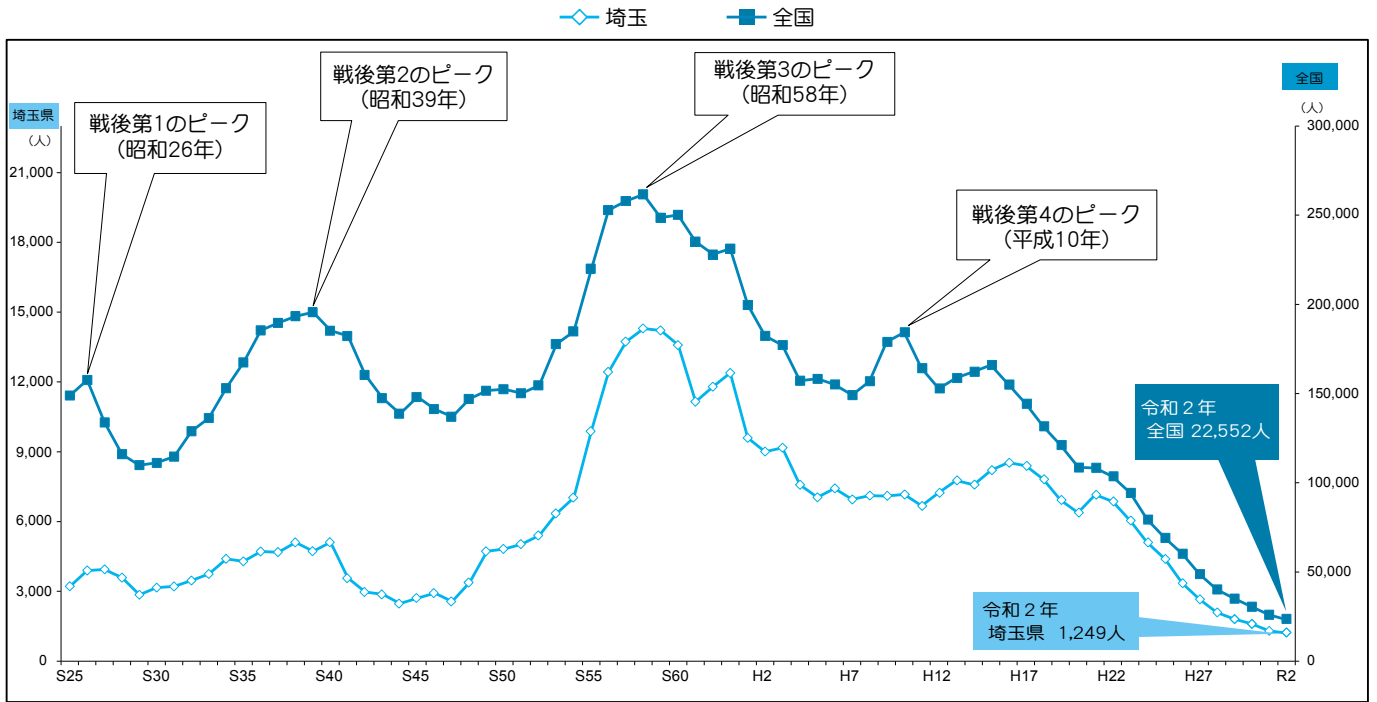
# I 少年非行情勢

## 1 刑法犯少年

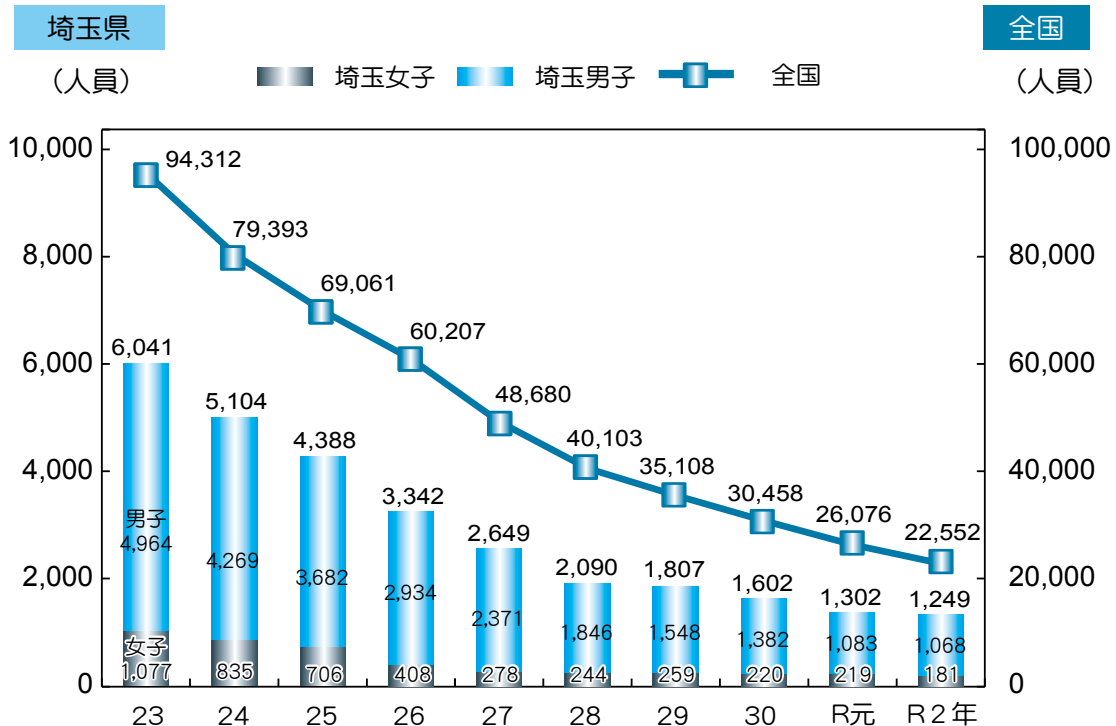
### (1) 全国と本県の比較

#### ア 検挙・補導人員の推移

1-1 図 刑法犯少年の検挙・補導人員の推移（昭和25年～令和2年）

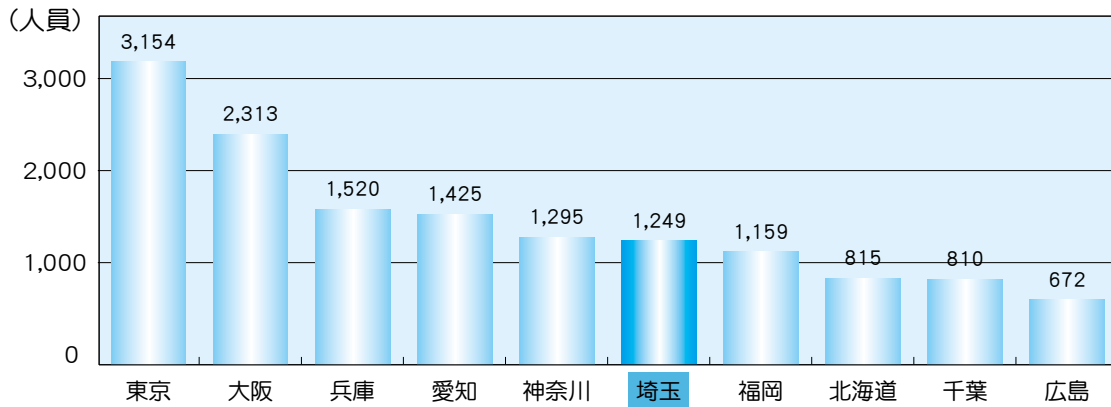


1-2 図 刑法犯少年の男女別検挙・補導人員の推移（平成23年～令和2年）



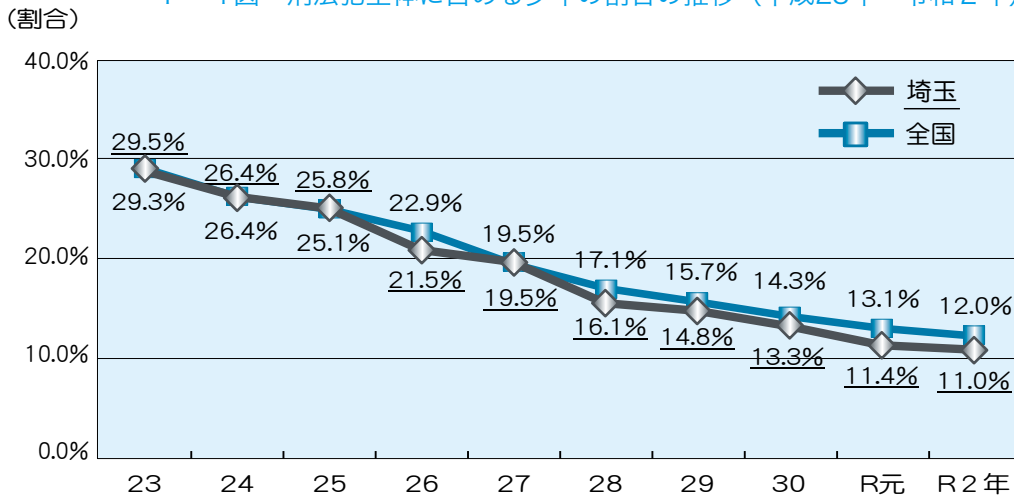
## イ 都道府県別検挙・補導人員

1-3図 刑法犯少年の都道府県別検挙・補導人員（令和2年）



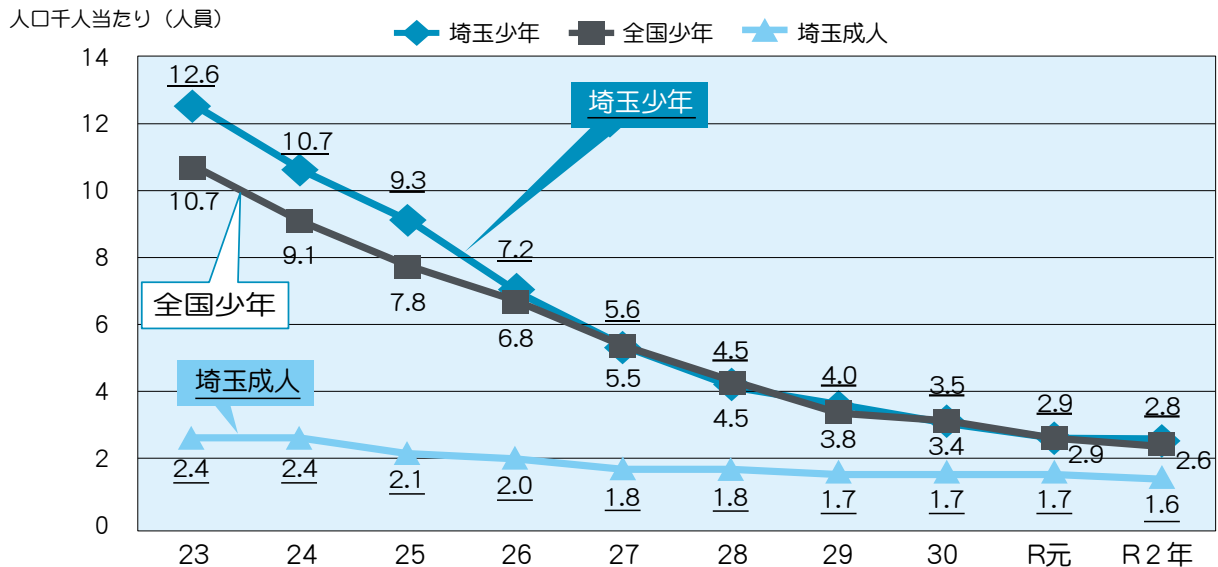
## ウ 刑法犯全体に占める少年の割合の推移

1-4図 刑法犯全体に占める少年の割合の推移（平成23年～令和2年）



## エ 人口比の推移

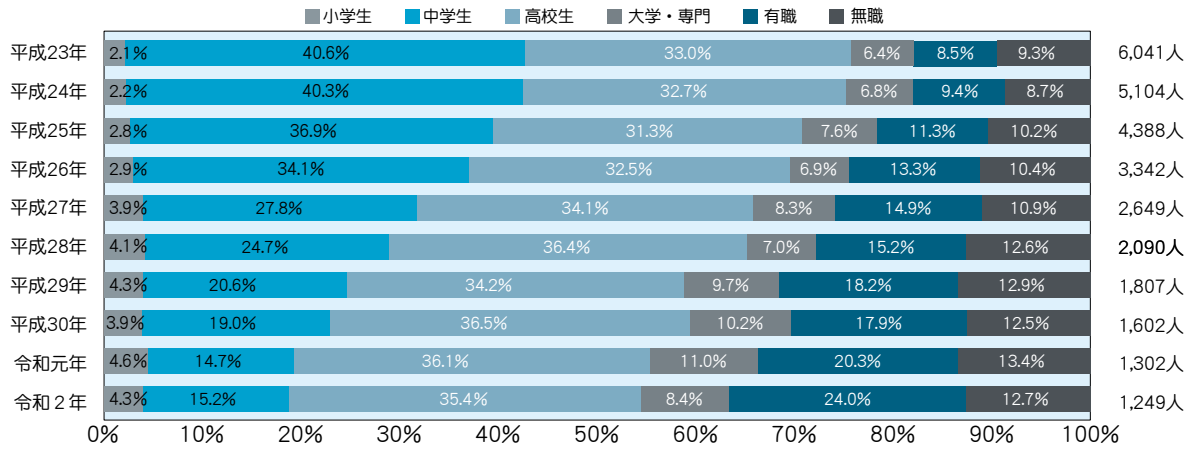
1-5図 刑法犯少年（犯罪少年）の人口比の推移（平成23年～令和2年）



## (2) 県内の情勢

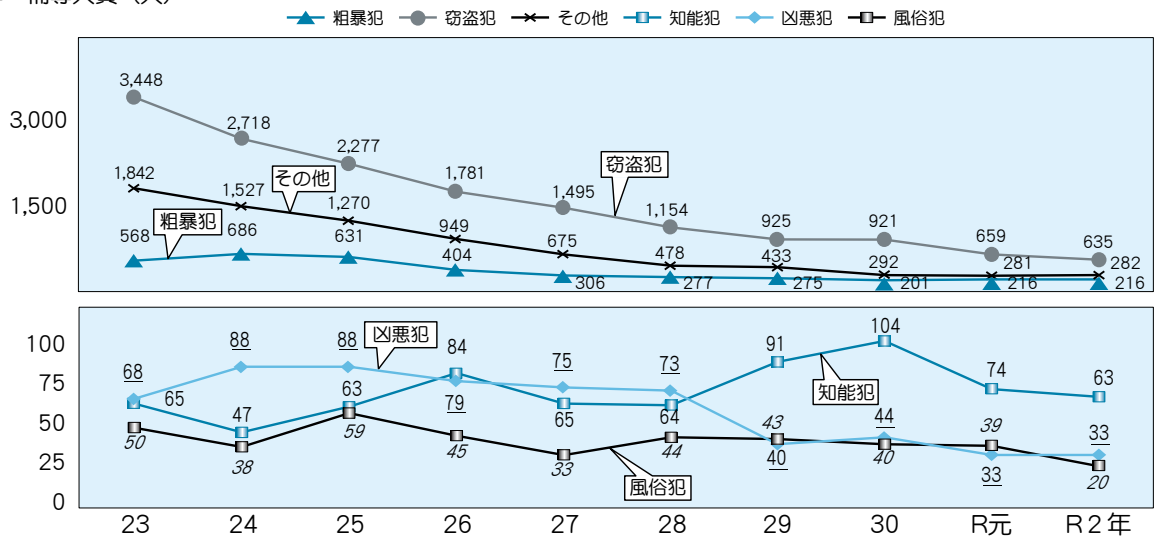
### ア 学職別構成比の推移

1-6図 刑法犯少年の学職別構成比の推移（平成23年～令和2年）



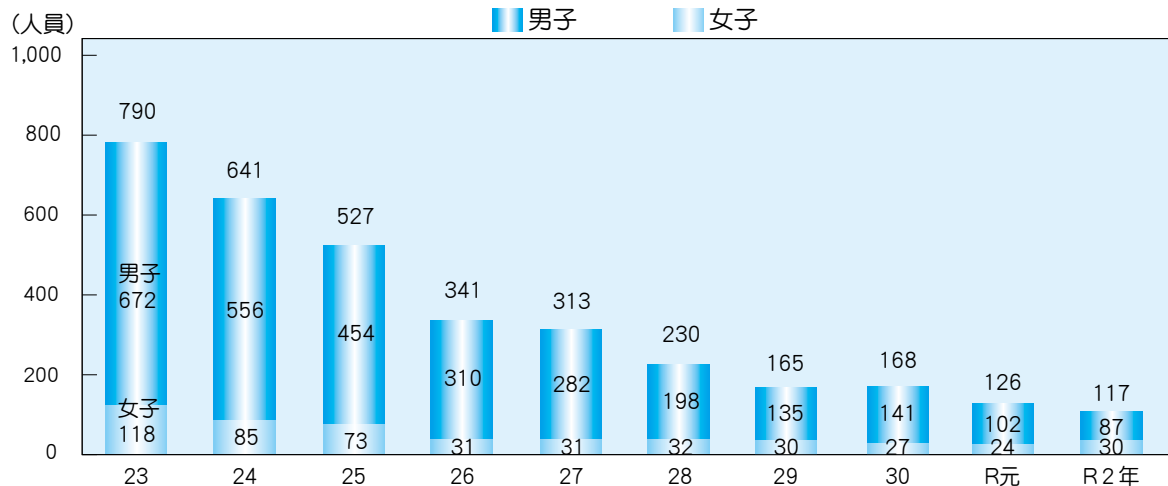
### イ 罪種別の推移

1-7図 刑法犯少年の罪種別の推移（平成23年～令和2年）  
検挙・補導人員（人）



### ウ 触法少年の推移

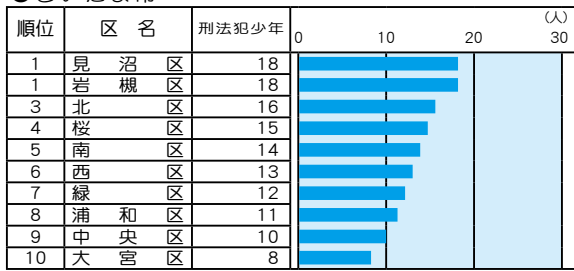
1-8図 触法少年（男女別）の推移（平成23年～令和2年）



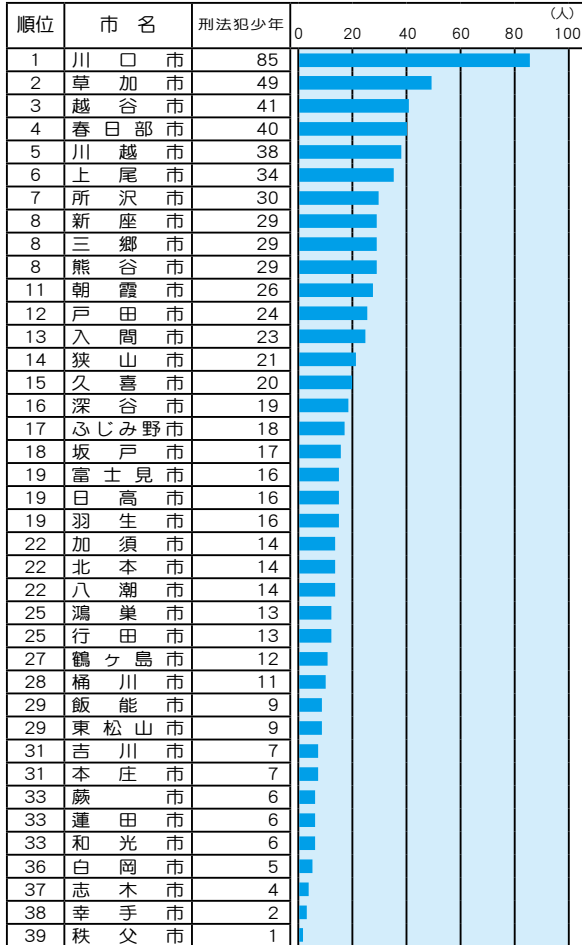
# 工 市区町村別にみる刑法犯少年（犯罪少年）の現状

1-1表 刑法犯少年(犯罪少年)の検挙人員

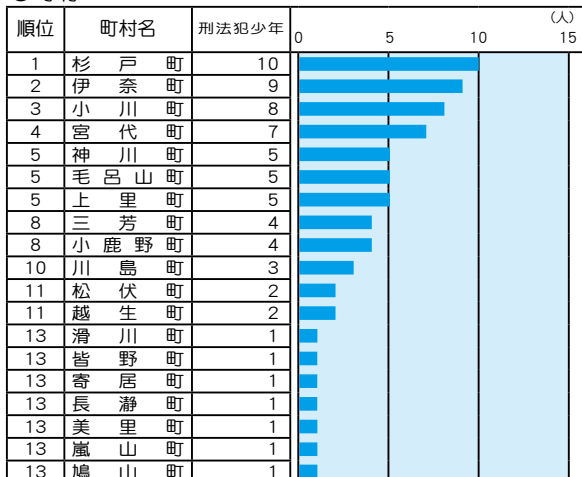
●さいたま市



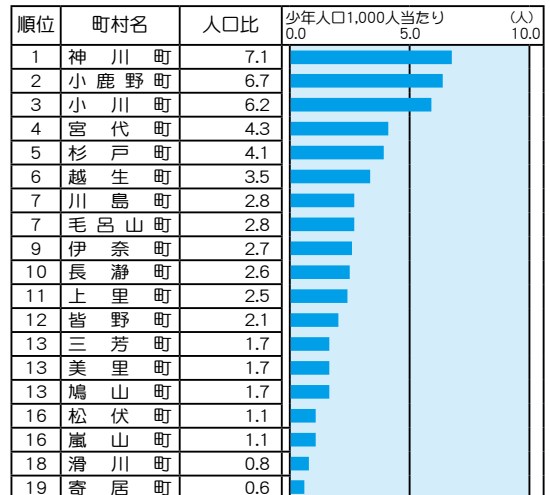
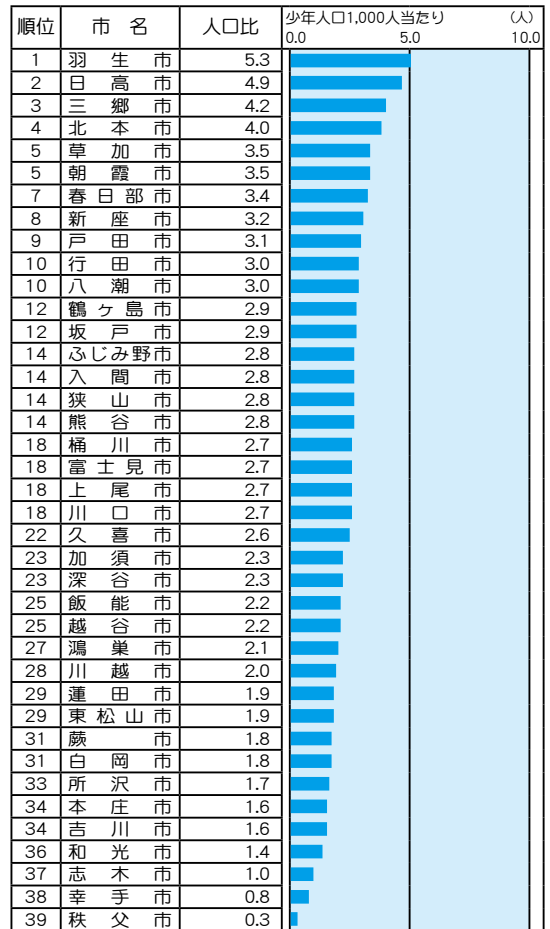
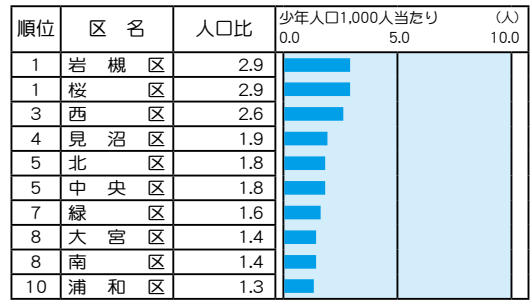
●市（さいたま市を除く）



●町村



1-2表 刑法犯少年（犯罪少年）の人口比

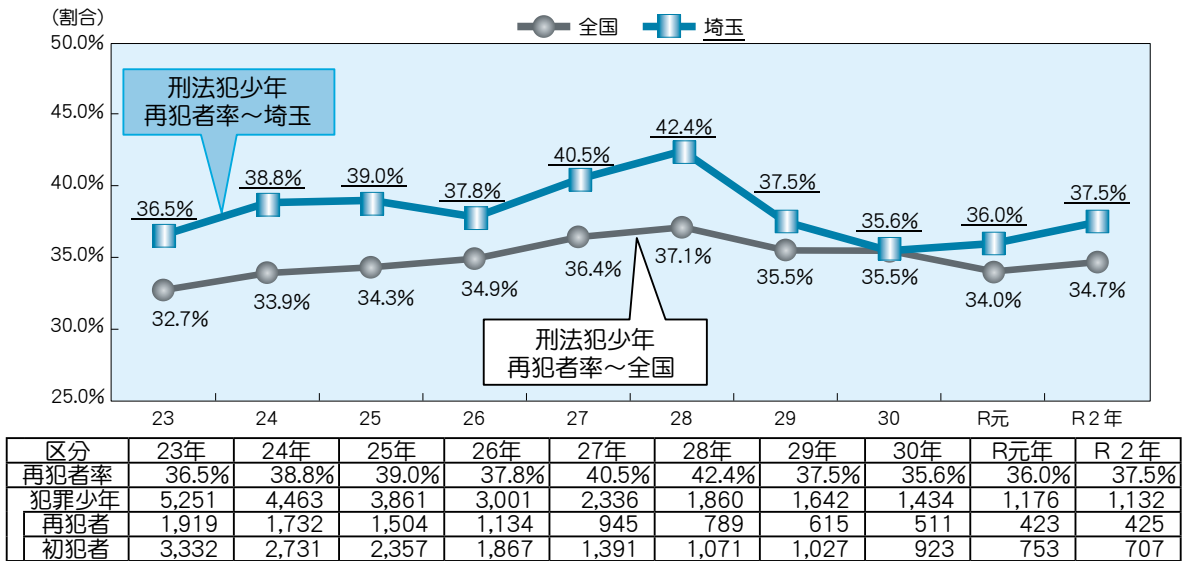


(注) 検挙した少年がない町村を除く。

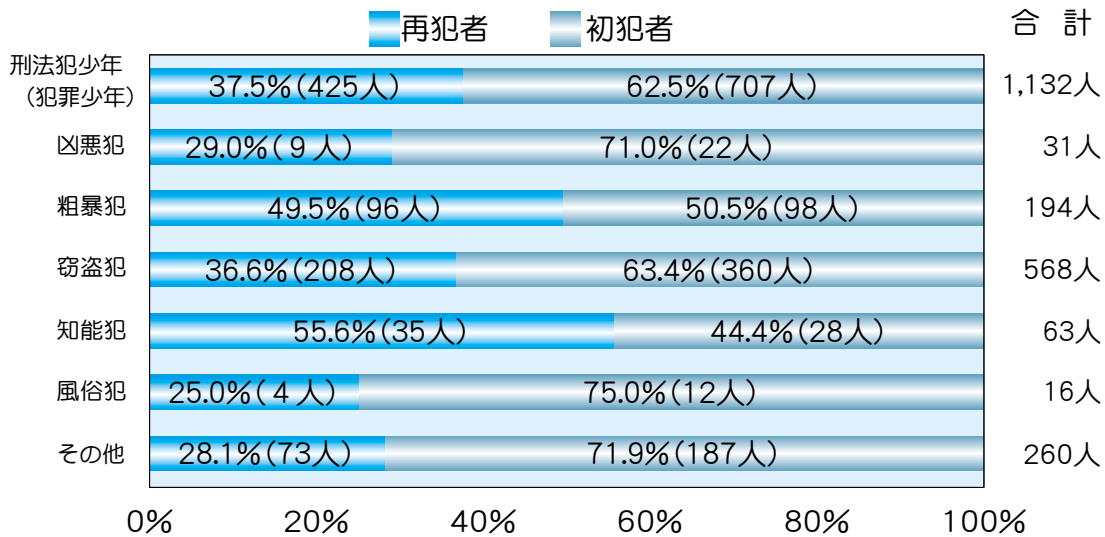


## オ 再犯者率

1-9図 全国と本県の再犯者率の推移（平成23年～令和2年）



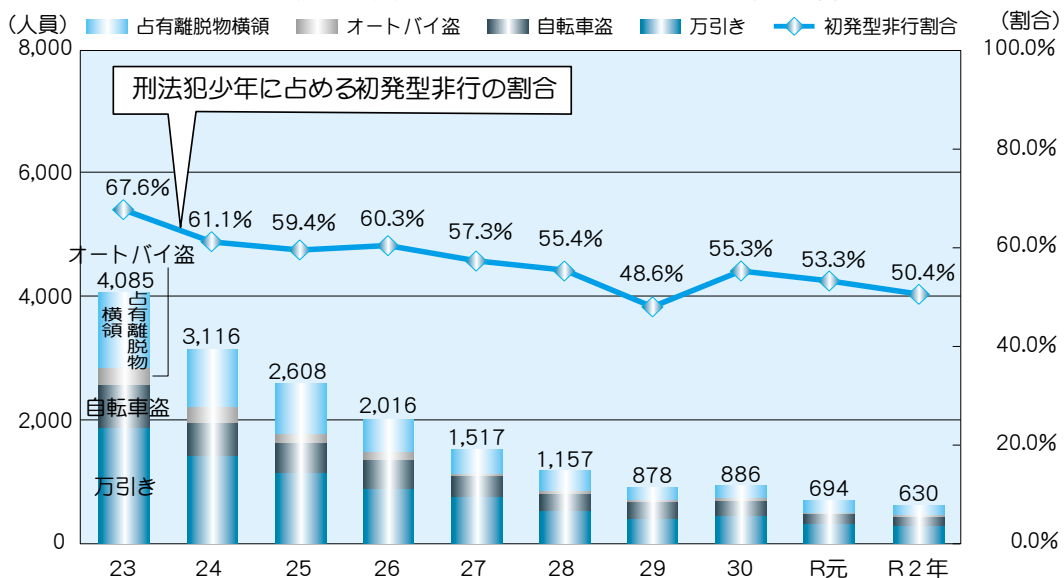
1-10図 罪種別の再犯者率（令和2年）



注)「その他」は、占有離脱物横領、住居侵入等の罪をいう。

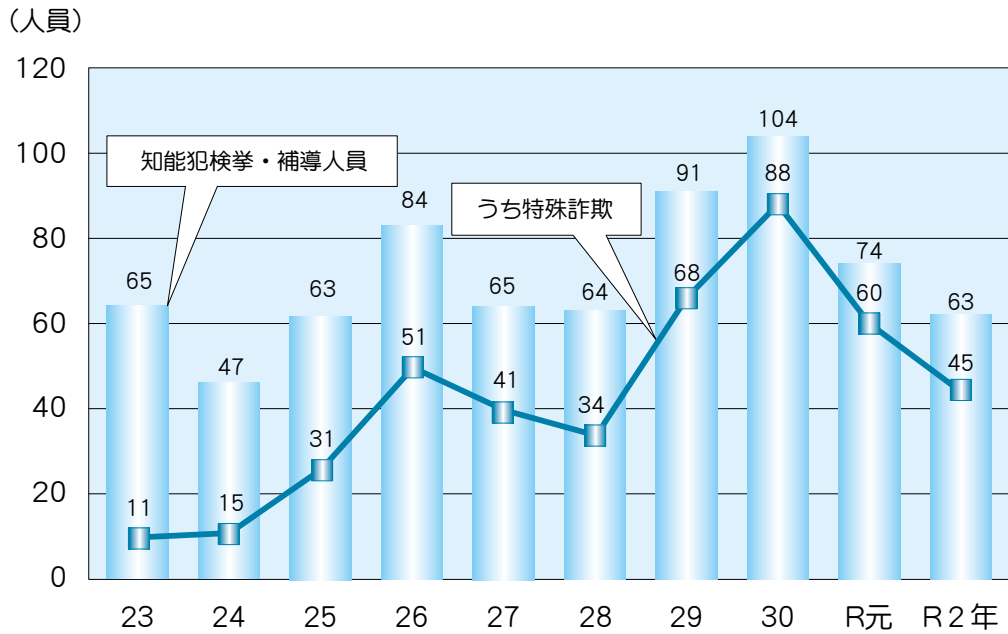
## カ 初発型非行

1-11図 初発型非行の検挙・補導人員と刑法犯少年に占める割合の推移（平成23年～令和2年）

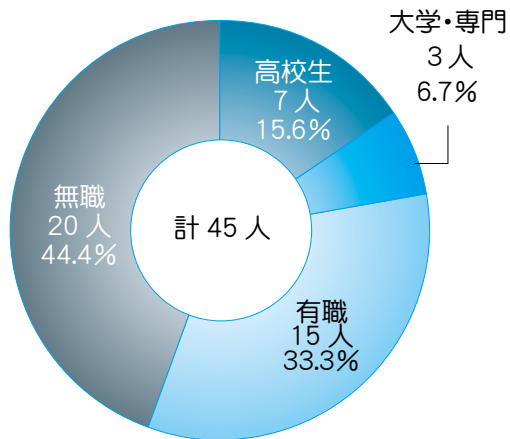


## キ 特殊詐欺

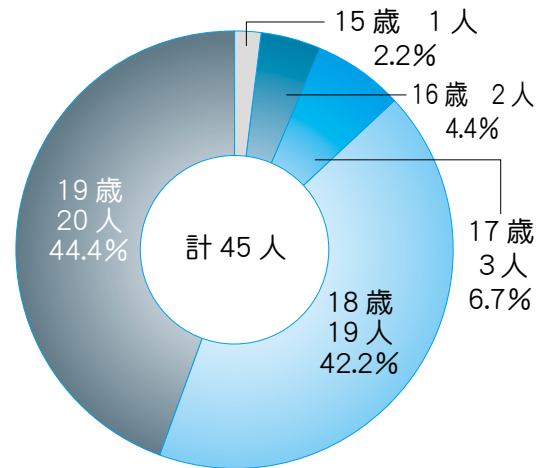
1-12図 特殊詐欺の検挙人員の推移（平成23年～令和2年）



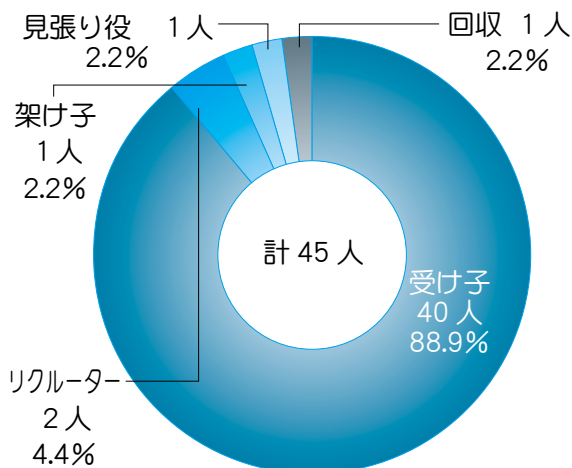
1-13図 学職別検挙状況（令和2年）



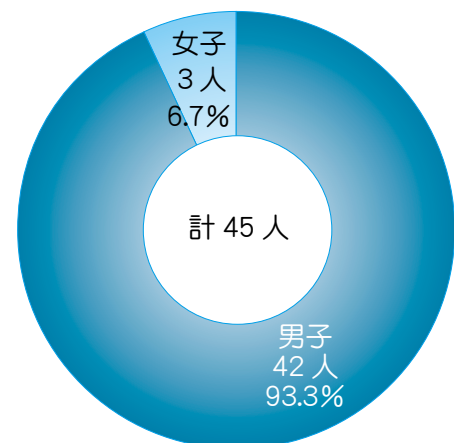
1-14図 年齢別検挙状況（令和2年）



1-15図 役割別検挙状況（令和2年）



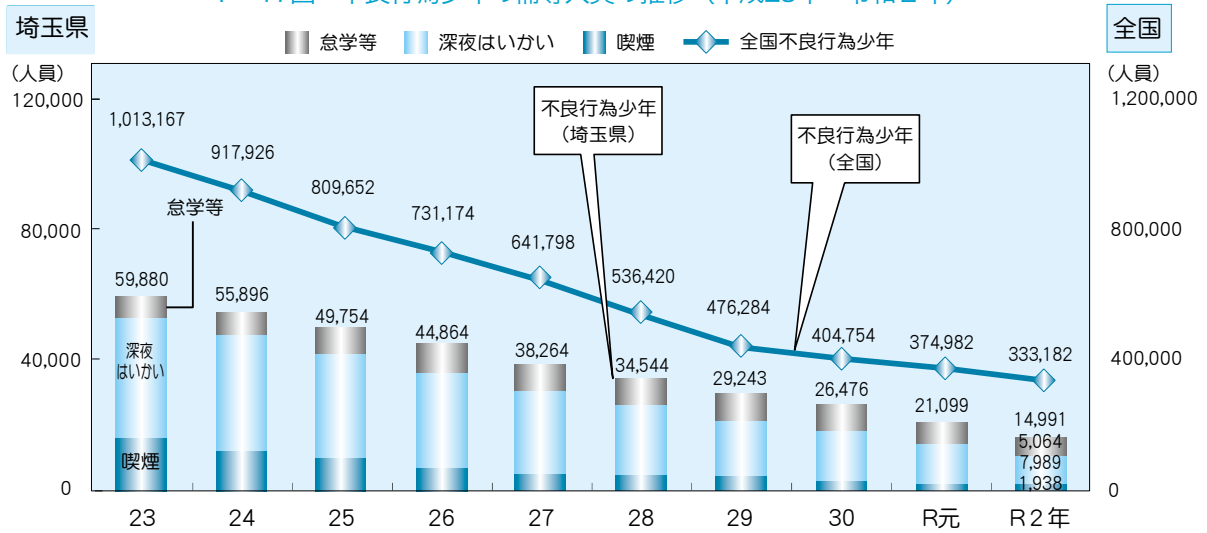
1-16図 男女別検挙状況（令和2年）



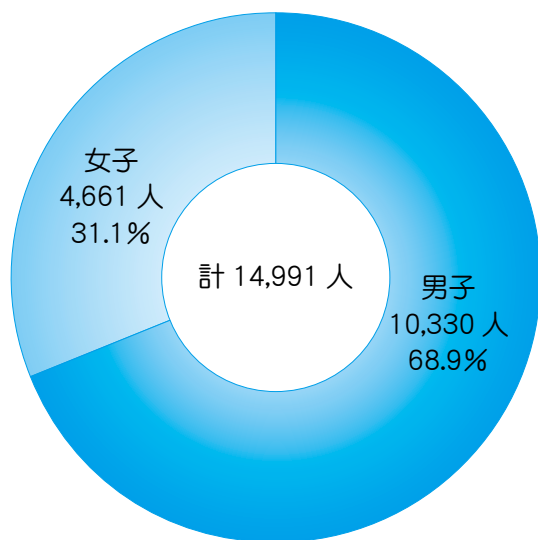
## 2 不良行為少年

### (1) 不良行為少年の補導人員

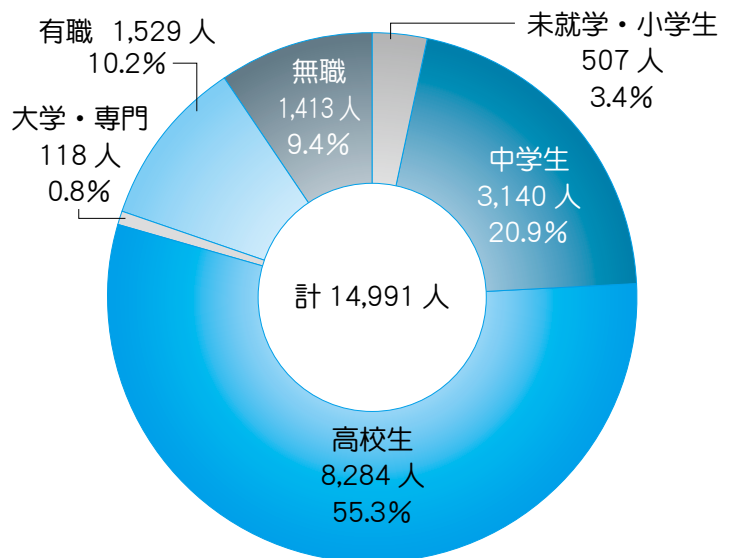
1-17図 不良行為少年の補導人員の推移 (平成23年~令和2年)



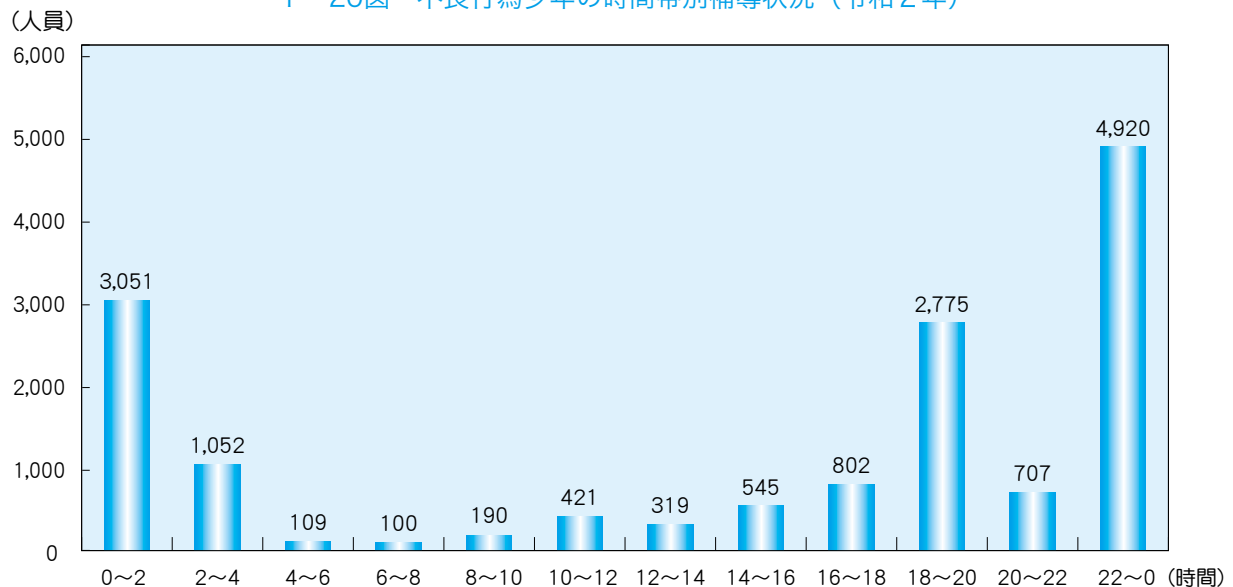
1-18図 不良行為少年の男女別補導状況 (令和2年)



1-19図 不良行為少年の学職別補導状況 (令和2年)



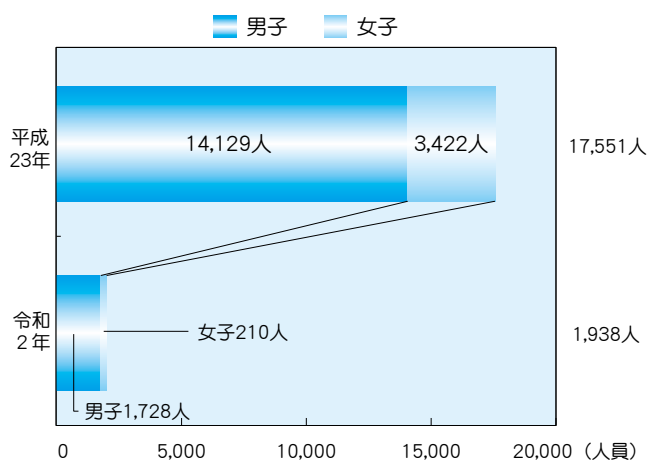
1-20図 不良行為少年の時間帯別補導状況 (令和2年)



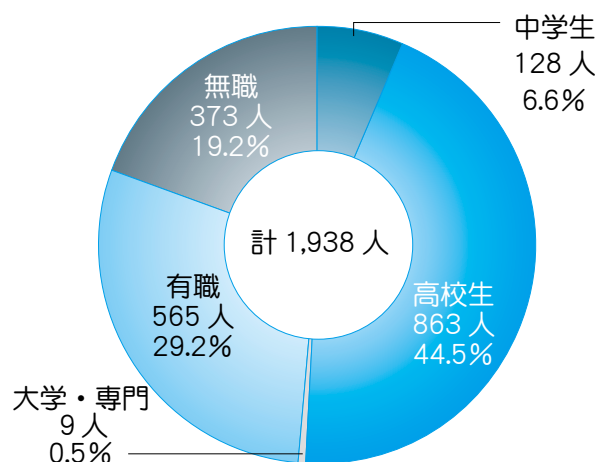
## (2) 主な行為別の補導状況

### ア 喫煙

1-21図 喫煙の補導人員の比較 (平成23年・令和2年)

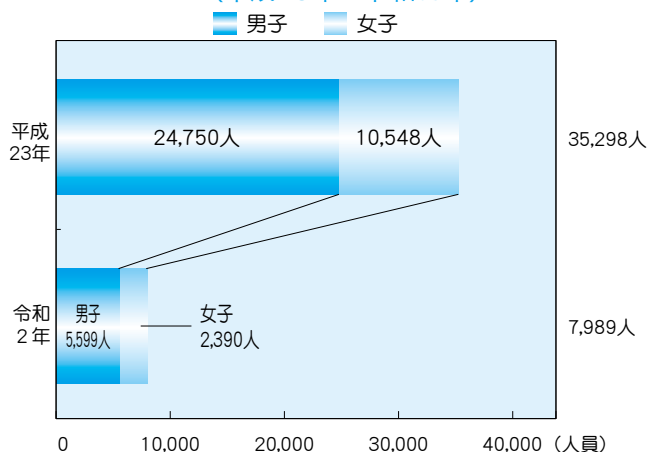


1-22図 喫煙の学職別補導状況 (令和2年)

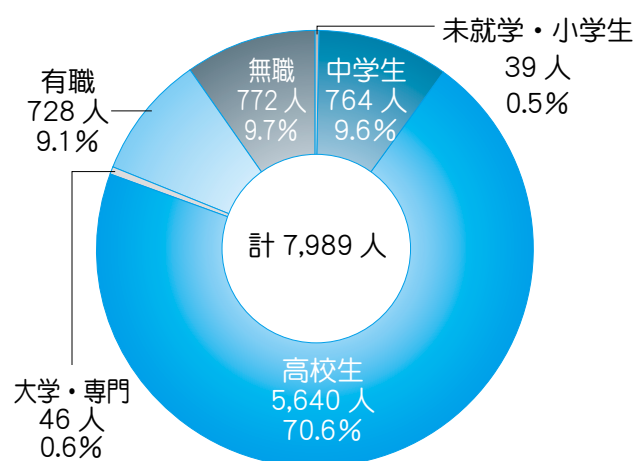


### イ 深夜はいかい

1-23図 深夜はいかいはの補導人員の比較 (平成23年・令和2年)



1-24図 深夜はいかいはの学職別補導状況 (令和2年)



## 不良行為を未然に防ぐための重要なポイント！

～子供の変化に関心を～

非行につながる不良行為の例として、喫煙・飲酒、深夜はいかい、怠学などがあげられますが、このような行為の前兆として、

- 服装や持ち物、髪型の急な変化
- 乱暴な行為や言葉遣いの乱れ
- 家庭での会話がなくなる (少なくなる)
- 外泊や深夜の外出
- 学校での遅刻・欠席の増加や、荒れた授業態度

などがあります。

子供が非行に走ったり、犯罪被害に巻き込まれないようにするためには、普段のコミュニケーションにより子供の変化を見逃さないことが大切です。



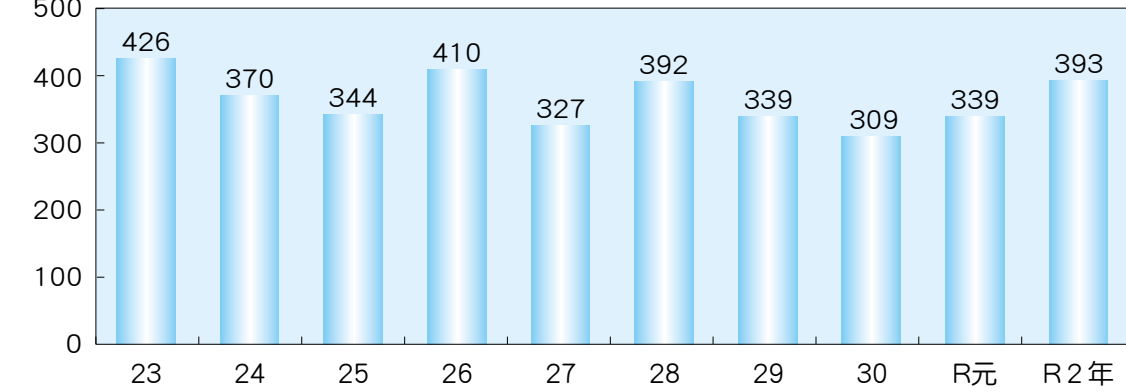
## Ⅱ 少年の福祉を害する犯罪

### 1 福祉犯罪の現状

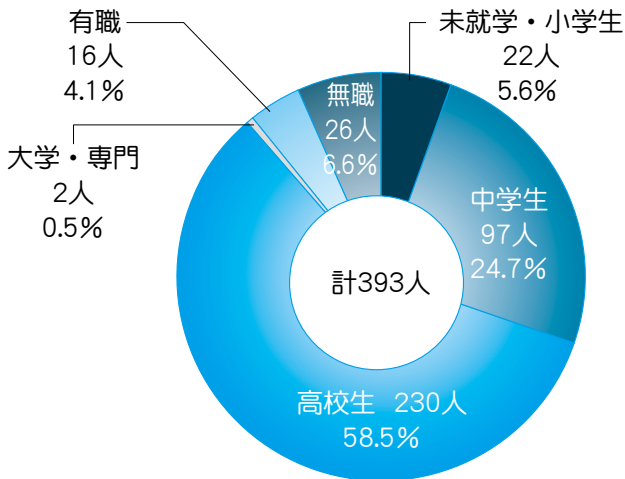
#### (1) 福祉犯罪全体

##### ア 被害状況

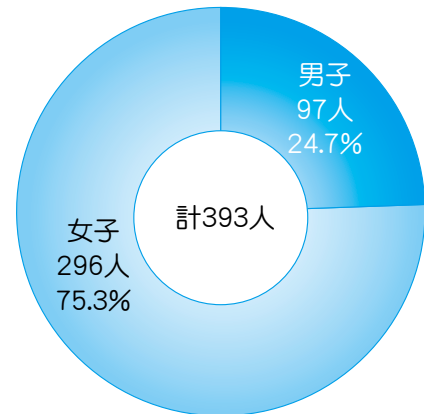
2-1 図 福祉犯の被害少年の推移（平成23年～令和2年）



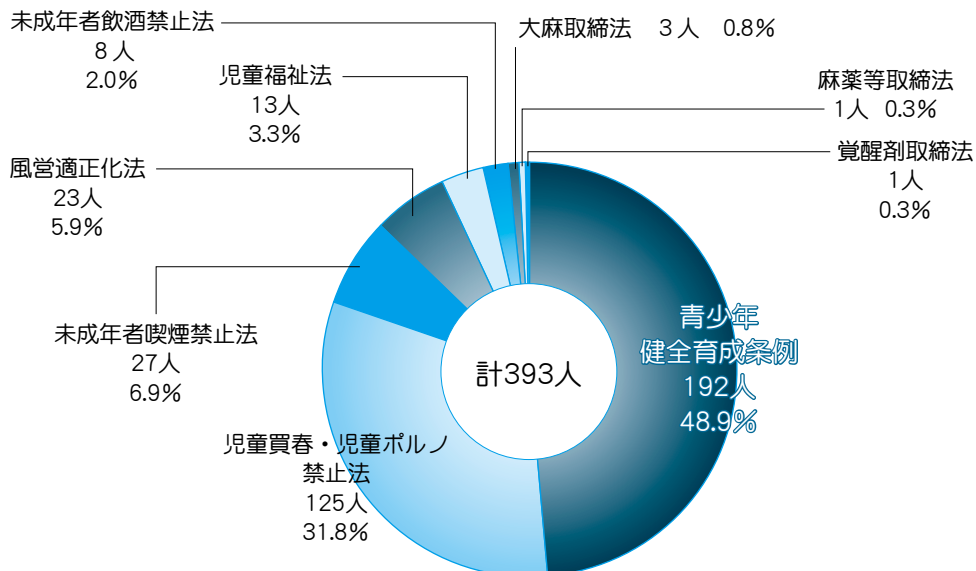
2-2 図 被害少年の学職別状況（令和2年）



2-3 図 被害少年の男女別状況（令和2年）

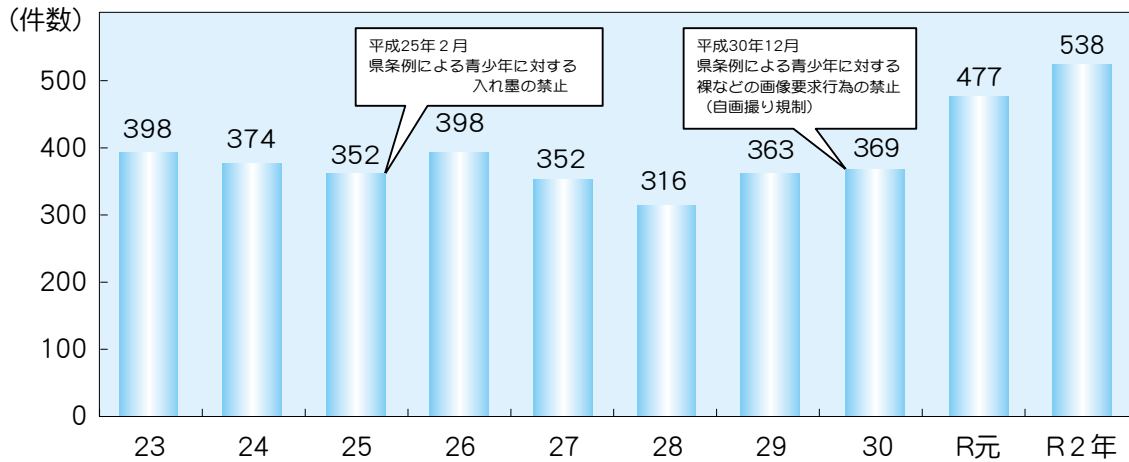


2-4 図 被害少年の法令別状況（令和2年）



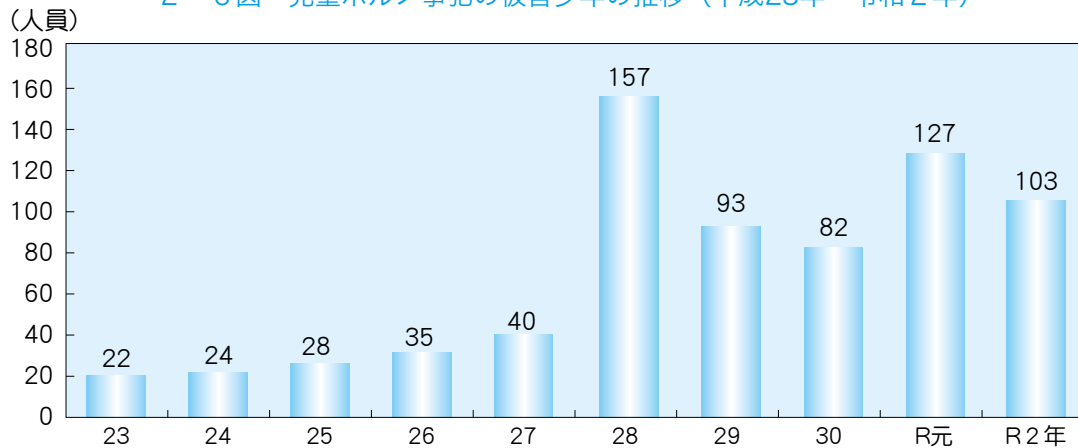
## イ 検挙状況

2-5 図 福祉犯罪の検挙件数の推移（平成23年～令和2年）

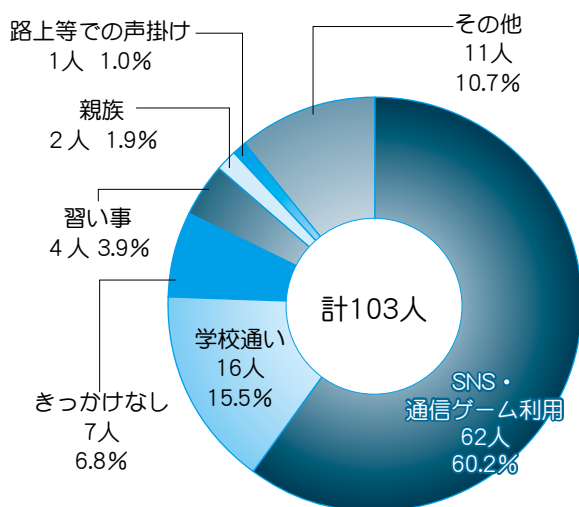


## (2) 児童ポルノ事犯の被害状況

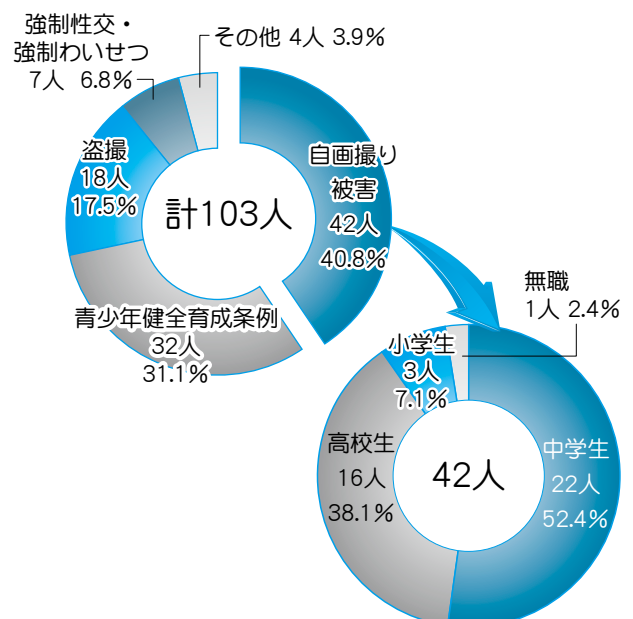
2-6 図 児童ポルノ事犯の被害少年の推移（平成23年～令和2年）



2-7 図 児童ポルノ事犯の被害少年の起因別状況（令和2年）



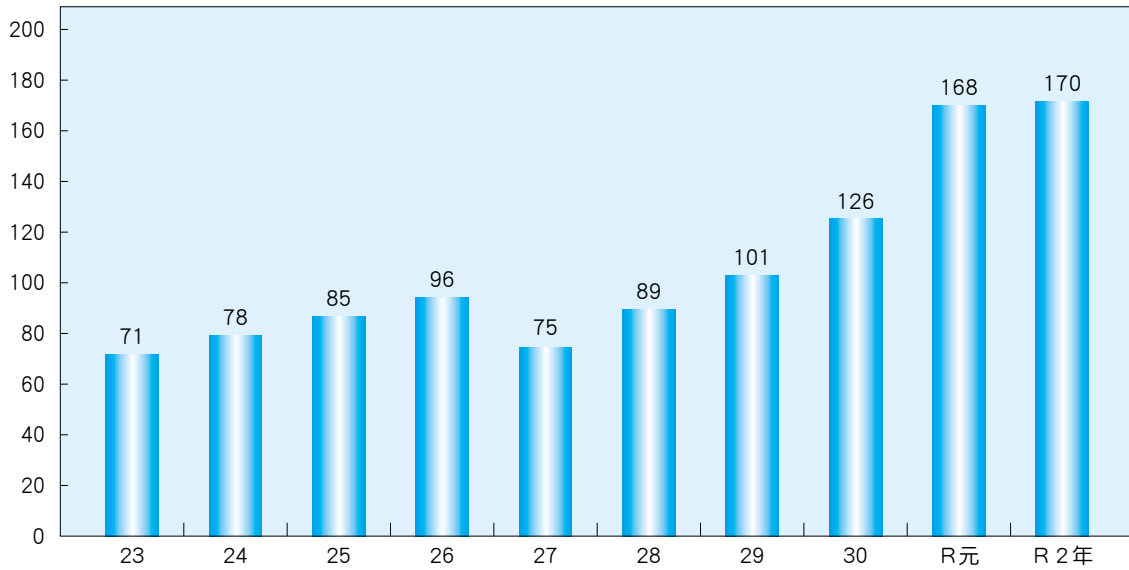
2-8 図 児童ポルノ事犯の被害少年の態様別状況（令和2年）



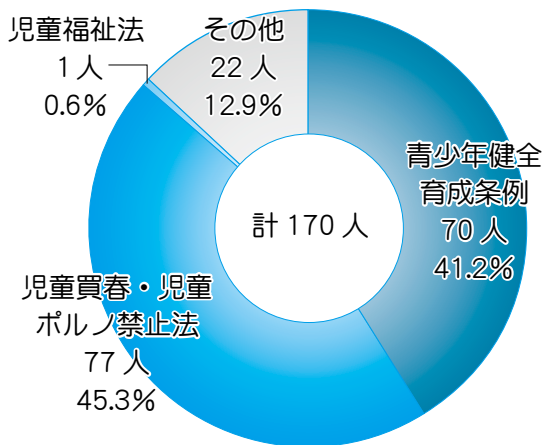
注) 自画撮り被害とは、だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害をいう

## 2 SNSに起因した事件の被害状況

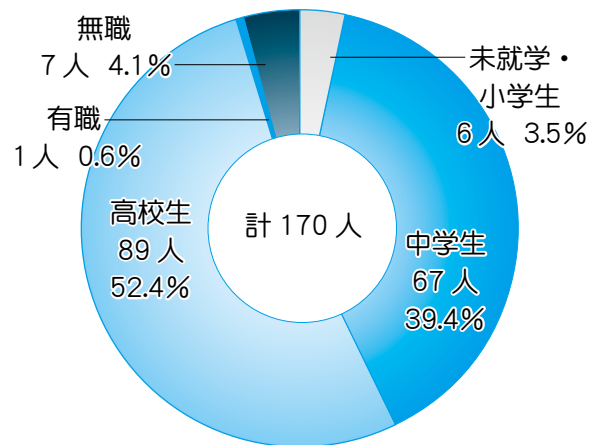
2-9図 SNSに起因した事件の被害少年の推移（平成23年～令和2年）



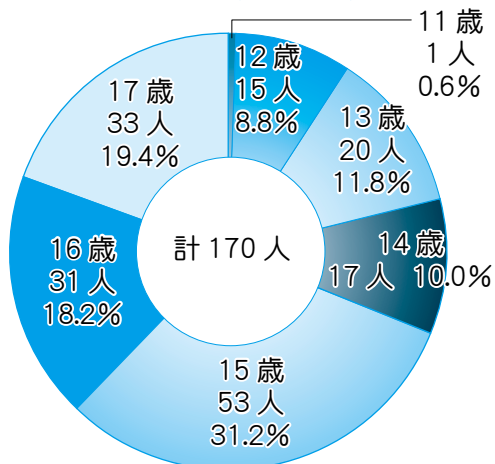
2-10図 SNSに起因した事件の被害少年の罪種別状況（令和2年）



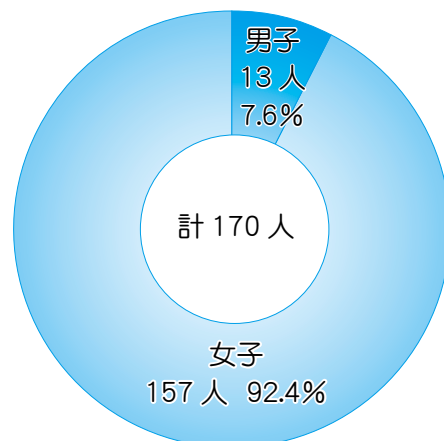
2-11図 SNSに起因した事件の被害少年の学職別状況（令和2年）



2-12図 SNSに起因した事件の被害少年の年齢別状況(令和2年)



2-13図 SNSに起因した事件の被害少年の男女別状況(令和2年)



# ～ネットの落とし穴に踏み込まないで～

SNSを通じて多くの子供たちが性被害等にあっています。実際にあった例を2つ紹介します。

## ケース その1

### 信用している彼氏や友達に、写真を送っただけなのに…

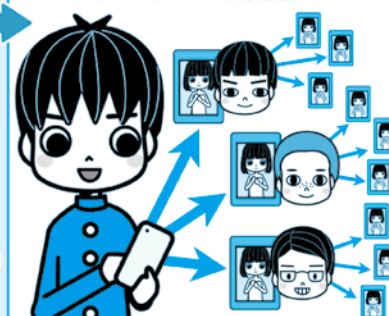
#### 1 彼氏から変なお願いがきて…



#### 2 断りきれずに送ってしまった



#### 3 なんと彼氏がその写真をクラスの男子たちに転送! さらにネットで拡散された!



彼氏・彼女や友達などの信用する相手であっても、絶対に裸の画像を送ってはいけません。一度ネット上に流出した画像は全てを回収・削除することはできません。また、友達などに裸の写真を送信させたり、裸の写真を他の人に転送することは「犯罪」です。

## ケース その2

### SNSに「家出したい」と書き込んだら、優しいお兄さんが…

#### 1 SNSに「家出したい」と書き込み



#### 2 優しいお兄さんが返事をくれた



#### 3 会いに行ったら遠い場所まで車で連れていかれ、そのまま閉じ込められた!



SNSを使う子供たちが、事件にまきこまれる事が増えています。犯罪者は、優しい言葉をかけてきたり良い人のふりをして、子供たちに近づきます。「二人で遊ぼう」「泊めてあげる」などの言葉で子供が外に誘い出され、いたずらをされたり誘拐される事件がおきています。

### 必ずフィルタリングを!

被害児童の約9割がフィルタリングを利用していませんでした。青少年インターネット環境整備法では販売店等に対し、青少年が携帯電話を使用する際の年齢確認やフィルタリングの説明を義務付けています。保護者は説明をしっかりと聞き、年齢や利用状況に応じたフィルタリングを設定しましょう。



### 家庭でのルール作りを!

日頃から子供の能力・発達に見合ったネットの使い方を家庭で考えてみましょう。内閣府では子供が安全に安心してネットを利用できるように家庭でのルール作りの例などを紹介しています。



●内閣府ホームページ

保護者向け普及啓発リーフレット

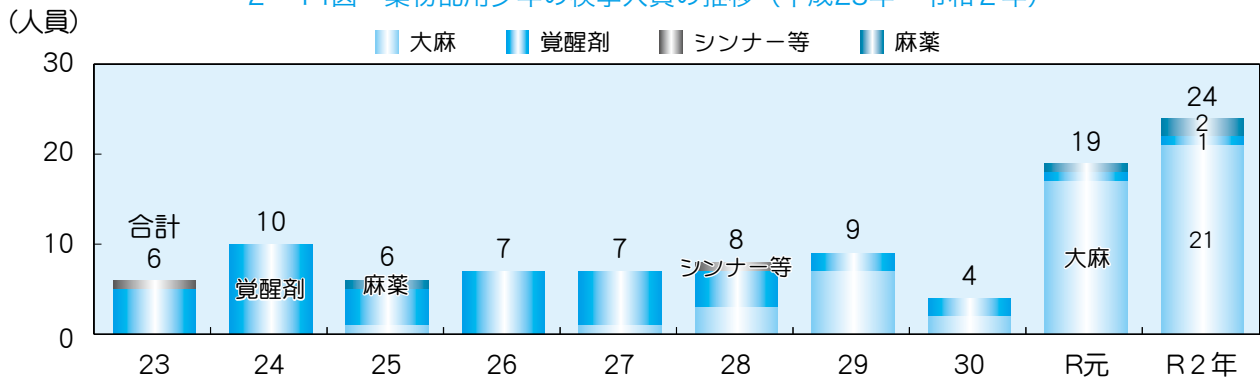
[https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet\\_use/index.html](https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/index.html)





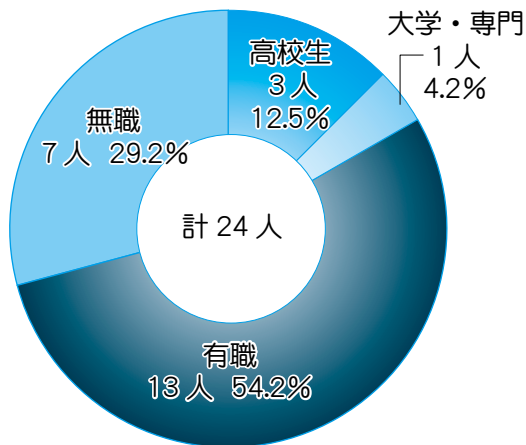
### 3 薬物乱用

2-14図 薬物乱用少年の検挙人員の推移（平成23年～令和2年）

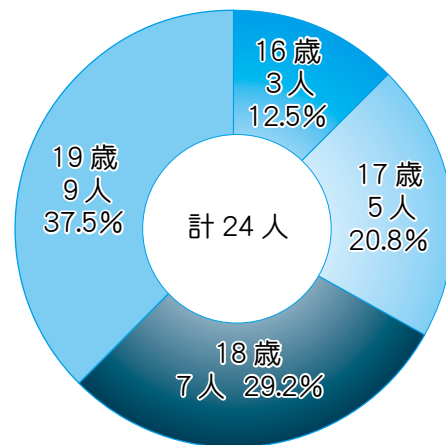


区分	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年
覚醒剤取締法	5	10	4	7	6	4	2	2	1	1
毒物及び劇物取締法	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
大麻取締法	0	0	1	0	1	3	7	2	17	21
麻薬取締法	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
計	6	10	6	7	7	8	9	4	19	24

2-15図 学職別検挙状況（令和2年）



2-16図 年齢別検挙状況（令和2年）



## ！大麻は違法薬物です！

～正しい知識と断る勇気で、自分の身を守ろう～

大麻に対する間違ったイメージが広がっています！

大麻って…。

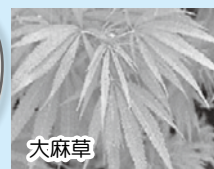
- たばこより害が少ない？
- 依存性がない？
- 1回だけなら平気？

正体は？

極めて有害な薬物です！

- たばこよりも有害で、脳の正常な成長を妨げる。
- 依存性があり、自分の意志で止めることが困難。
- 幻覚、記憶障害、学習能力の低下、人格の変化などを引き起こす。

近年、大麻の乱用で検挙された少年が増えています！



あなたの未来を守るために！

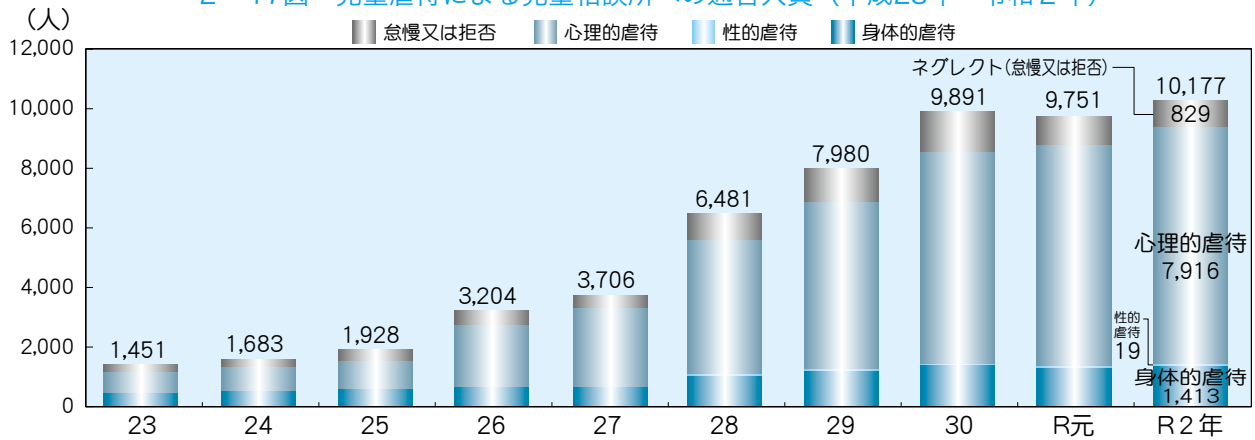
- 誘われた時は、キッパリと断る、その場から離れることが大切です。
- 困ったこと、悩み事があったら、周囲の大人、警察に相談してください！



## 4 児童虐待

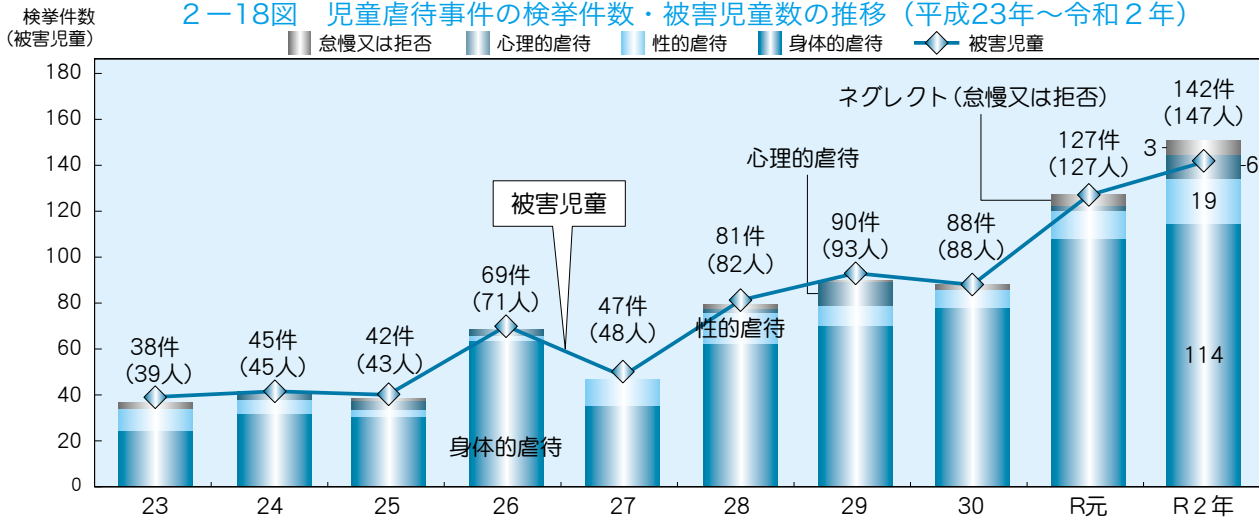
### (1) 児童虐待による児童相談所への通告人員

2-17図 児童虐待による児童相談所への通告人員（平成23年～令和2年）



### (2) 児童虐待による検挙状況

2-18図 児童虐待事件の検挙件数・被害児童数の推移（平成23年～令和2年）



※ ( ) は被害児童数

#### 児童虐待とは

- **身体的虐待**…殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる など
- **性的虐待**…児童への性的行為、性的行為を見せる、児童ポルノの被写体にする など
- **ネグレクト**…家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする など
- **心理的虐待**…言葉による脅し、無視、児童がいる家庭で行われた夫婦喧嘩 など

**「虐待かも」と思ったらすぐにお電話をください**

児童相談所全国共通ダイヤル…189 埼玉県虐待通報ダイヤル…#7171

匿名通報ダイヤル(警察庁)…0120-924-839 ※月～金/9:30～18:15

※24時間オンライン受付…<http://www.tokumei24.jp/>

**緊急時(現に児童に危害が加えられている場合など)は110番!**



【匿名通報はこちらから】

# 保護者の皆さまへ

## 児童の面前での夫婦喧嘩

児童の面前での夫婦喧嘩は、**心理的虐待**に当たります。  
児童が夫婦喧嘩を直接見ていない場合でも、児童は強いストレスを感じています。



## 体罰の禁止

令和2年4月1日に「児童虐待の防止等に関する法律」が一部改正され、保護者による児童への体罰が禁止に

たとえ、親が「しつけ」のためだと思っても、児童の身体に何らかの苦痛を引き起こし、または、不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても「**体罰**」に当たります。

### これらは全て「体罰」です

- 言葉で注意したが言うことを聞かないので、頬を叩いた
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった



## 児童虐待を受けた児童は…

虐待は、児童の成長や人格の形成に重大な影響を与える行為です

### 身体への影響

外傷のほか、栄養障害や体重増加不良、低身長などがみられます。  
愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全になることもあります。

### 知的発達面への影響

安心できない環境で生活することや、学校への登校もままならない場合があり、そのために、もともとの能力と比べても知的な発達が十分得られないことがあります。

### 心理への影響

他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となるなど対人関係における問題が生じたり、攻撃的・衝動的な行動をとったり、多動などの症状が表れたりすることがあります。

※ 文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月）より引用

## YouTube動画配信

「児童虐待の防止に向けて」

動画では、どのような行為が児童虐待に当たるかや相談機関について紹介しています。

【URL】 [https://www.youtube.com/watch?v=Cr7Z\\_XYJC5w](https://www.youtube.com/watch?v=Cr7Z_XYJC5w)



【QRコード】

## Ⅲ 少年非行防止・保護総合対策の推進

### 1 規範意識を醸成する活動

#### (1) 非行防止教室

非行防止指導班「あおぞら」と各警察署では、県内の各学校を対象に、目的に合わせ、わかりやすく非行防止教室を実施しています。



#### (2) スクール・サポーター

非行・問題行動が深刻化した生徒を抱える中学校からの派遣要請に基づき、関係機関と連携しながら、校内巡回や非行防止教室など、学習環境の正常化を図る活動を行っています。



#### (3) 少年の社会参加活動

警察署単位で小・中学生を対象に「ひまわり少年クラブ」を結成し、環境美化活動や各種キャンペーン活動等の社会参加活動を行っています。



#### (4) 少年柔道剣道教室

警察署の道場を開放して、地域の小・中学生を対象とした柔道剣道教室を実施しています。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教室の実施を自粛しています。



## 2 街頭補導活動

喫煙や深夜はいかい等の不良行為を発見した段階での適切な指導・助言により、非行防止を図るため、少年指導委員や関係機関と連携した街頭補導活動を行っています。



## 3 立ち直り支援活動

県警察では、少年が再び非行に走らないように少年やその保護者に対して、積極的に連絡をとり、農業体験活動やスポーツ活動、料理教室など、少年に応じた支援活動を行っており、少年が立ち直るきっかけづくりをしています。



## 4 関係機関・団体との連携

### (1) 学校警察連絡協議会

警察署の管轄区域や市町村の区域を単位に学校警察連絡協議会が設けられており、児童生徒の非行防止・健全育成、いじめの早期発見などに向けた緊密な連携を図っています。

### (2) 少年指導委員

公安委員会から委嘱された少年指導委員は、少年を有害な風俗環境から守るために風俗営業所等へ立入りを実施し、助言活動等を行ったり、少年の規範意識醸成のためのキャンペーンや非行防止教室等の広報啓発活動を行っています。



### (3) 埼玉県販売防犯連絡協議会

デパート、スーパーマーケット、コンビニエンス・ストア、小売店等の商業店舗で組織され、少年健全育成県民大会の開催、万引き防止フォーラム、万引き防止セミナーや非行防止キャンペーン等の非行防止活動を行っています。



#### (4) 少年非行防止学生ボランティア「ピアーズ」

少年たちと年齢が近い兄弟世代である大学生を非行防止学生ボランティア「ピアーズ」として委嘱し、非行防止教室のアシスタント、立ち直り支援活動や非行防止キャンペーン等を行っています。

※「ピアーズ(Peers)」：同世代の仲間



### 5 少年相談

少年や保護者等からのいじめや非行、家出等少年問題に関する相談を受け付けています。公認心理師等の資格を有する専門職員等がカウンセリングを担当し、心理テスト等を活用して、その結果に基づいた指導・助言を行っています。



### 6 児童虐待防止対策

警察では、児童虐待から子供を守るため、子供の安全確認、安全確保を最優先とした対応の徹底を図っています。

また、児童相談所との合同訓練、ボランティアと合同したキャンペーン等、関係機関との連携強化に努めています。



## 《 埼玉県警察少年サポートセンター 》

●相談先 **048-861-1152** (少年用)  
**048-865-4152** (保護者等用)  
月～金 (祝休日、年末年始を除く)  
8:30～17:15 『面接は要予約』

●ヤングメール

【メールによる相談はこちらから】





# 非行防止指導班「あおぞら」 YouTube動画配信中!

## 自画撮り被害

ネットで知り合った相手に、下着の写真を送信後、相手が「なりすまし」の男だったことが判明し、脅迫されて、自分の裸の写真を送信させられた事例を紹介し、危険性などについて説明します。



【URL】 <https://youtu.be/gZVL1iFBUIw>

## ネットいじめ

友達同士のグループメッセージをきっかけに、ネットいじめに発展した事例を紹介し、何も考えずにメッセージを送ることで誰かを追いつめてしまうかもしれない危険性などについて説明します。



【URL】 <https://youtu.be/Gu44Mnr2ExU>

## インターネットに個人情報を 書き込むことの危険性

SNSに投稿した写真から、自宅などが特定され、つきまとわれた事例を紹介し、個人情報が読み取られる危険性などについて説明します。



【URL】 <https://youtu.be/nqcPSVUzUa8>

## インターネットで知り合った人 と会うことの危険性

SNSで知り合った相手と実際に会って脅迫されたり、危害を加えられた事例を紹介し、その危険性などについて説明します。



【URL】 <https://youtu.be/31lfh1pW2o0>

## そのアルバイト大丈夫？ 特殊詐欺に関わらない！

先輩から紹介された高収入のアルバイトが特殊詐欺の受け子であった事例を紹介し、その裏には犯罪組織がいることなど、高額アルバイトの危険性について説明します。



【URL】 [https://youtu.be/oY\\_2zdn9Gk0](https://youtu.be/oY_2zdn9Gk0)

## 防犯教室 4つのやくそく

新学期を迎えるにあたり、子供たちに起こりうる、様々な危険を未然に防ぎ、安全で安心な生活を送るには「4つのやくそく」が有効です。



【URL】 <https://youtu.be/9x16A2Z0QjU>

## 薬物乱用防止教室 「大麻編」

近年、青少年による大麻事犯の検挙人数が急増していることから、大麻の流通経路や、心身や社会に与える影響など、その危険性について説明します。

【URL】 <https://youtu.be/fVOv1IYsSrl>



少年の健全育成

一歩一歩  
ゴールに向かって!

突き進め!

ピックカメラ  
201  
岡田 久美子  
第103回日本陸上競技選手権大会 20km

東京オリンピック  
日本代表内定

株式会社ピックカメラ  
選手 岡田 久美子

少年の健全育成活動推進中!!

埼玉県警察少年サポートセンター

非行防止教室   街頭補導   少年相談   立ち直り支援   広報啓発 ...etc.

相談窓口: ☎048-861-1152(少年) ☎048-865-4152(保護者)

埼玉県警察 / 埼玉県/埼玉県販売防犯連絡協議会 / 埼玉県警察少年非行防止ボランティア連絡協議会

その書き込み

埼玉県警察本部少年課  
(@spp\_syounen)

ちょっと待った!

県警では、SNSに起因する子供の性被害防止のための取組として、最も被害が多いツイッターにおいて広報啓発を実施しています。

サイバーパトロール実施中

児童買春等の性被害につながるおそれのある書き込みは絶対ダメ! 誘拐や殺人等の重大な事件に巻き込まれるおそれのある大変危険な行為です。

埼玉県警察本部少年課 (@spp\_syounen) フォロー

埼玉県警察本部少年課が運用するアカウントです。本アカウントでは少年の犯罪被害防止、非行防止及び健全育成のための情報を発信します。緊急の通報は110番、相談等は献身的の相談窓口、文番又は#9110をご利用ください。

© 埼玉県警察本部

ちゅうい注意!

STOP! 自画撮り!

～自画撮り被害に遭わないために～

「自画撮り」は、SNS等を通じて知り合った者から、言葉巧みに騙されたり、脅されたりして、自分の裸の画像をメール等で送られる被害です。

一度写真がインターネットに流出すると、不特定多数の人に繰り返しコピーされ、すべての写真を削除することは非常に困難になってしまいます。

信用している相手であっても、絶対に自分の下着姿や裸の写真を送ってはいけません。

一☑子供を自画撮りから守るチェックポイント

- ☐スマートフォンにフィルタリング設定をしているか
- ☐接続するサイトやアプリは保護者で確認しているか
- ☐個人を特定される情報を書き込んでいないか
- ☐知らない人とSNSやメールのやり取りをしていないか
- ☐どんな理由でも下着や裸の写真を撮らないよう指導しているか
- ☐ネット利用について家庭内のルールを作っているか

じっさいにあった事件のしょうかい (男子がぬられることもあります!)

1 DMありがと★よろしくね!

2 うん! なかよくしてね♥

初DMきねんに、服をぬいだ写真を送ってよ

え?

3 この人の動画おもしろくて大好きよ

メッセージおくらせてみよつと

小学3年生女子

4 1回だけなら大丈夫だよわね...?

それはちょっと...

え?なんで?

みんな見せてくれるのに... なんかガッカリ!

どうしよう さらわれちゃう!

写真すぐおくるね!

送信